

訂正とお詫び

下記の図書について、令和 7 年(2025 年)1 月 1 日より労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化に伴い、内容の一部に訂正の必要がございます。深くお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

■ 第 1 種・第 2 種 衛生管理者テキスト

頁	該当箇所	誤	正
161	ココ見るポイント 労働基準監督署の届出・報告例	① 従業員が常時50人以上在籍する事業場で、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任すべき事由が発生した場合、14日以内に選任し、遅滞なく選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出する必要がある。一方、作業主任者の選任の届出は不要である	従業員が常時50人以上在籍する事業場で、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任すべき事由が発生した場合、14日以内に選任し、遅滞なく 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 する必要がある。一方、作業主任者の選任の届出は不要である
192	ココ見るポイント	総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
194	1 衛生管理者の選任	衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所定の様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
204	ココ見るポイント	常時50人以上の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	常時50人以上の労働者を使用する事業場において、定期健康診断の結果については、遅滞なく、 所定の事項を電子情報処理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
209	3 面接指導② ～高ストレス者への面接指導	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を 遅滞なく、所定の事項を電子情報処理組織を使用して 所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。
220	問題演習 ① ～ストレスチェック	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	(1) 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、1年以内ごとに1回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を 遅滞なく、所定の事項を電子情報処理組織を使用して 所轄労働基準監督署長へ報告 しなければならない。

以上